

伊豆の国市地域公共交通会議について

1 目的

地域公共交通会議は、道路運送法の規定に基づく会議で、同法施行規則第9条の2で、「地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業及び市町村運営有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長又は都道府県知事が主宰する会議」と規定されています。

本市の地域公共交通会議は、地域における様々な需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の推進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの必要な事項を協議します。

2 協議内容

(1) 乗合旅客運送に関する事項

市要綱第2条第1号の「乗合旅客運送」とは、バス事業者が主体的に運行している「乗合バス」のことです。地域公共交通会議は事業者による乗合バスに関して決定する権限はありませんが、運賃等について地域住民や関係者の合意が必要な場合がありますので、これらの事項について協議します。

(2) 市自主運行バス及び有償運送に関する事項

市要綱第2項第2号の「自主運行バス」とは、地域住民の日常生活に必要な交通手段を確保するため、市がバス事業者に運行費用を補助している路線バスです。この自主運行バスの開始や退出、変更、運賃等について協議します。

また、自主運行バス以外の有償運送に関する事項についても協議します。

(3) その他の公共交通に関する事項

市が実施するその他の公共交通施策について、市長が必要と認める事項に関して協議します。

3 構成員

(1) 本会議は、交通事業者、市民及び利用者、警察関係者、交通行政関係者（国、県、市）、その他市長が認める者で構成しています。

(2) 委員の任期は、令和5年3月31日までです。

(3) 各構成員の主な役割の例は、次のとおりです。

ア 一般旅客自動車運送業者

- ・交通サービスの提供者として、ノウハウを活かした企画参画

イ 市民及び利用者

- ・地域住民、利用者ニーズの代弁者

- ・利用者の視点に立った乗合輸送サービスの設定・運行企画策定への参画
- ・地域において自ら交通行動を行う主体として参画
- ウ 事業者団体
 - ・地域交通ネットワーク構築のための事業者間調整
- エ 運転手組織団体
 - ・運転手を通じて得られる利用者ニーズの報告とその対応提案
 - ・労働条件及び労働環境からの意見・提言
- オ 警察
 - ・交通安全、道路管理の観点から運行計画の円滑な実施に向けた助言等
- カ 国土交通省運輸支局
 - ・先進事例等、各地での取り組みの情報提供
 - ・地域の公共交通のあり方に関する指導
 - ・道路運送法等の所管法令の解釈・運用
- キ 県
 - ・広域的な視点からの指導・助言
 - ・複数市町村の取り組みに対する調整
- ク 市
 - ・地域住民の移動手段確保に対する責任者
 - ・地域の公共交通に関する課題への対応と地域のニーズの把握

4 その他会議資料

- (1) 本会議における過去3年間の開催結果は、「公共交通会議」(9P)をご参照ください。
- (2) 本会議の開催結果は、市ホームページで公表しています。過去の協議内容や市の公共交通に対する取組などが確認できます。
- (3) 市は、平成26年12月に策定した「伊豆の国市地域公共交通基本計画」を基本方針として、地域の公共交通に関する課題解決や事業推進に取り組んでいます。

5 公共交通に関するスケジュール

- ・令和3年8月20日 第1回 伊豆の国市地域公共交通会議の開催(書面決議に切替)
- ・令和3年9月下旬 令和4年度の市内バス路線等の退出意向の申出期限
- ・令和3年11月上旬 静岡県生活交通確保対策協議会幹事会の開催
- ・令和4年1月中旬 第2回 伊豆の国市地域公共交通会議の開催
- ・令和4年1月下旬 次年度の自主運行バス等の運行計画の提出
- ・令和4年2月下旬 静岡県生活交通確保対策協議会の開催

伊豆の国市地域公共交通会議設置要綱

制定 平成23年 5月31日告示第76号

改正 平成23年 7月29日告示第101号

平成26年 5月23日告示第89号

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の推進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、伊豆の国市地域公共交通会議（以下「公共交通会議」という。）を置く。

〔一部改正（平成23年告示第101号）〕

(所掌事項)

第2条 公共交通会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃等に関し協議すること。
- (2) 市自主運行バス及び有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関し協議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域の公共交通に関し市長が必要と認める事項に関し協議すること。

(組織)

第3条 公共交通会議は、委員19人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 市長
- (2) 一般旅客自動車運送事業者の代表者
- (3) 市民及び利用者の代表者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者
- (5) 一般旅客自動車運送事業の運転手が組織する団体の代表者
- (6) 大仁警察署長又はその指名する者
- (7) 中部運輸局静岡運輸支局長又はその指名する者
- (8) 静岡県の関係行政機関の職員
- (9) 市職員
- (10) 前各号に掲げる者のほか、公共交通会議の運営上市長が必要と認める者

3 前項各号（第1号を除く。）に掲げる委員は、市長が委嘱又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 公共交通会議に会長を置く。

- 2 会長は、市長が務め、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、公共交通会議の会務を総理し、公共交通会議を代表する。
- 4 会長に事故ある場合には、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 公共交通会議は、会長が招集する。

- 2 公共交通会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。
- 3 公共交通会議の議事は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 公共交通会議は、原則として公開とする。
- 5 公共交通会議は、必要があると認めるときは、公共交通会議の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 公共交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

[一部改正 (平成26年告示第89号)]

(事務)

第8条 公共交通会議の事務は、公共交通施策担当課において処理する。

[一部改正 (平成26年告示第89号)]

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、公共交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が公共交通会議に諮り定める。

附 則 (平成23年5月31日告示第76号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成23年7月29日告示第101号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成26年5月23日告示第89号)

この告示は、公示の日から施行する。

伊豆の国市地域公共交通会議運営規程

制定 平成30年2月8日会議議決

(趣旨)

第1条 この規程は、伊豆の国市地域公共交通会議設置要綱（平成23年伊豆の国市告示第76号。以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、伊豆の国市地域公共交通会議（以下「公共交通会議」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(招集等)

第2条 会長は、要綱第6条第1項の規定により公共交通会議の会議（以下、「会議」という。）を招集しようとするときは、招集の期日の7日前までに、議案を添えて、日時及び場所を委員に通知しなければならない。ただし、急を要するときは、当該期間を短縮することができる。

(公共交通会議の議長等)

第3条 会議の議長は、会長が行う。

2 議長は、会議の議場の秩序を整理する。

3 議長は、必要があると認めるときは、会議の議場の秩序を乱した者を退場させることができる。

(会議の公開)

第4条 会議は、公開するものとする。ただし、議長が公開しないことが適当であると認めるときは、この限りでない。

(発言の許可)

第5条 会議において発言しようとする者は、議長の許可を得なければならない。

(退場の承認)

第6条 委員は、会議の開催中に退場しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

(議案の審議)

第7条 議長は、議案を審議するときは、その旨を宣言しなければならない。

2 議案の審議は、当該議案に係る内容の説明があった後に行うものとする。

3 議長は、審議上必要があると認めるときは、2以上の議案を一括して審議することができる。

(議決)

第8条 議案の議決は、挙手によって行うものとする。

2 議長は、議案ごとに議決の結果について宣言しなければならない。

(議案の審議及び議決の省略)

第9条 公共交通会議は、会長が会議の審議及び議決の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき委員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案の審議及び当該提案を可決する旨の会議の議決があったものとみなすことができる。

(議事録)

第10条 会議(前条の規定により審議及び議決があったとみなされる場合を含む。)については、議事録を書面で作成し、議長及び議長が指名した委員1人以上が署名し、又は記名押印するものとする。

2 議事録には、次に掲げる事項を内容とするものとする。

- (1) 会議が開催された日時及び場所
- (2) 会議に出席した委員の氏名及び数
- (3) 会議に欠席した委員の氏名及び数
- (4) 会議に出席した関係者及び事務局員の氏名及び数
- (5) 会議の議事の経過(当該会議において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容を含む。)及びその結果
- (6) 議事録の作成に係る職務を行った委員の氏名

3 議事録は、当該会議のあった日から5年間、事務局に備え置くものとする。

4 議事録は、公開するものとする。ただし、伊豆の国市情報公開条例(平成17年伊豆の国市条例第8号)第7条各号に掲げる情報のいずれかが記載されている場合は、この限りでない。

5 前項本文の規定による議事録の公開は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。この場合において、第1号に規定する閲覧又は写しの交付は、事務局の執務時間(伊豆の国市の執務時間を定める規則(平成17年伊豆の国市規則第1号)第1条の規定による執務時間をいう。)内に行うものとする。

- (1) 事務局の執務室における議事録の閲覧又は写しの交付
- (2) インターネットによる市のホームページへの議事録の掲載

6 前項第1号の規定による議事録の写しの交付をしたときは、当該議事録の写しの交付に要した費用を徴収するものとする。

(公印)

第11条 公共交通会議の公印の種類、形式、書体、寸法及び管守者は、次の表のとおりとする。

公印の種類	形式	書体	寸法	用途	管守者
会長印	伊豆の国市 地域公共交通 会議会長之印	てん書 体	21ミリメー トル×21ミ リメートル	一般公文書	事務局の 長

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、公共交通会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則 (平成30年2月8日伊豆の国市地域公共交通会議議決)

この規程は、公共交通会議の議決があった日から施行する。

過去の公共交通会議の実施結果（令和2年度～平成30年度分の過去3年間分。平成29年以前は市HPに掲載）

開催年度	開催日時（第○回）	協議事項 報告事項の別	内容	協議結果	特記事項（協議内容の詳細）
令和2年度	令和2年4月28日 （書面決議）	協議事項	予約型乗合タクシー「立花Go!」の本格運行の実施	承認	
	令和2年7月21日 （第1回）	報告事項	基本計画に基づく取組 ・令和元年度の取組結果、令和2年度の取組計画	—	
	令和2年11月17日 （書面決議）	協議事項	伊豆長岡周遊バス（IZU ベリーBUS）の実証運行	承認	
	令和3年1月17日 （第2回）	協議事項	第1号 令和3年度伊豆の国市自主運行バスの運行 第2号 単独継続困難の申し出系統 第3号 観光周遊型韮山反射炉循環バスの運行内容変更	承認	第2号の内容…長岡伊豆三津シーパラダイス線について、委員全員が「路線の存続が必要である」と回答
		報告事項	基本計画に基づく取組 ・交通事業者継続支援補助金の実施結果、バス停の安全確保ほか	—	
令和元年度	令和元年7月23日 （第1回）	協議事項	第1号 消費税増税に伴う市自主運行バスの乗車運賃の改定 第2号 立花区における予約型乗合タクシーの実証運行	承認	
		報告事項	基本計画に基づく取組 ・平成30年度の取組結果、令和元年度の取組計画	—	
	令和2年1月17日 （第2回）	協議事項	第1号 令和2年度伊豆の国市自主運行バスの運行 第2号 予約型乗合タクシー「立花Go!」の本格運行 (1) 予約型乗合タクシーの実証における4月～6月の延長 (2) 実証運行の3月までの実績が、本格運行の開始条件を達成した場合、7月からの本格運行を開始する旨の協議を書面決議による実施すること	承認	第2号の趣旨 (1) 本格運行までの空白期間を解消するため (2) 条件達成後、速やかにスタートするため
		報告事項	基本計画に基づく取組 ・バスの乗り方教室、広報特集、ボランティア移送ほか	—	
平成30年度	平成30年8月3日 （第1回）	協議事項	予約型乗合タクシーの停留所新設に伴う乗車運賃の設定	承認	新停留所の新設 ウエルシア前。乗車運賃は伊豆長岡駅に同じ
		報告事項	基本計画に基づく取組 ・自主運行バス、バス鉄道利用券、移動支援勉強会ほか	—	
	平成31年1月16日 （第2回）	協議事項	第1号 平成31年度の市自主バスの運行 第2号 観光周遊型韮山反射炉バスの停留所追加に伴う乗車運賃の設定	承認	停留所の追加（韮山駅前、JAグリーンプラザ） 時刻の変更（利用の少ない第6便を廃止し、第1便を新設）
		報告事項	基本計画に基づく取組 ・予約型乗合タクシーの停留所追加、公共交通まるごとマップほか	—	

